

**次期京都市農林行政基本方針（仮称）策定業務に関する
受託候補者選定審査基準**

1 選定基準

次の項目について、提案書、類似業務実績及び見積書を「次期京都市農林行政基本方針（仮称）策定業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において項目別に評価し、評価点の合計が60点以上のもののうち、最も高い合計点を得たものを受託候補者として選定する。

(1) 業務方針について

- ・業務内容の趣旨を十分に理解しているか。
- ・企画提案内容が本業務の委託目的等にふさわしく、的確であるか。

(2) 業務実施体制について

- ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。
- ・業務従事（予定）者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。
- ・緊急の打合せ等に対して、速やかに対応可能な体制が整えられているか。

(3) 実績等

- ・過去5年間の同種・類似業務の受注実績を有しているか。
- ・類似の事例に関わった実績・経験を踏まえ、有効な企画設計業務が行えるか。

(4) 見積金額

- ・税込みの見積額の最低価格を満点（5点）とし、比例配分方式により評価（小数点第2位以下を四捨五入）する。

(5) その他評価

- ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。

(6) 京都市公契約基本条例との関係

- ・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。

2 評価方法

(1) 点数配分は「3 提案評価項目表」のとおりとする。

(2) 選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの5段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である。
B	0.8	満足できる。
C	0.5	平均的である。
D	0.3	物足りなさを感じる。
E	0.1	満足できない。

(3) 各提案者の評価点は、全選定委員の評価点の平均とする。

(4) 見積金額については、以下の算出式により評価点を配分する。

税込みの見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価（小数点以下第2

位を四捨五入)

< 委託金額の上限額：X，最低見積金額：Y，評価対象見積金額：Z >

Z の評価点数 = $5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$

※提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は失格とする。

3 提案評価項目表

項目	評価内容	配点
業務実施について	<ul style="list-style-type: none">・業務内容の趣旨を十分に理解し、企画提案内容が本業務の委託目的等にふさわしく、的確であるか。・京都の農林業を取り巻く動向及び現状分析等に係る提案は、計画策定の参考となる効果的な内容となっているか。・次期京都市農林行政基本方針（仮称）冊子は、市民にわかりやすく内容を伝えるような魅力的なデザイン・レイアウトとなっているか。	40
業務実施体制について	<ul style="list-style-type: none">・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。緊急の打合せ等に対して、速やかに対応可能な体制が整えられているか。・業務従事（予定）者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。	20
類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・過去5年間の同種・類似業務の受注実績を有しているか。・類似の事例に関わった実績・経験を踏まえ、有効な企画設計業務が行えるか。	20
その他	他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。	10
見積金額	企画に応じた見積金額となっているか。	5
京都市公契約基本条例との関係	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。	5
合計		100